

石綿による健康等に係る被害の防止のための  
大気汚染防止法等の一部を改正する法律案の概要

平成18年 1 月  
環 境 省  
総 務 省  
国 土 交 通 省

1 . 趣旨

「アスベスト問題に係る総合対策」(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定)のうち、「今後の被害を未然に防止するための対応」として必要となる法律の改正について、一括して行うもの。

2 . 骨子 [各改正の概要は別紙のとおり。]

( 1 ) 大気汚染防止法の一部改正 [ 環境省 ]

アスベストを使用している工作物(工場のプラント等)について、解体時の作業時における飛散防止対策の実施を義務づける。

( 2 ) 地方財政法の一部改正 [ 総務省 ]

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費について、地方債の起債の特例対象とする。

( 3 ) 建築基準法の一部改正 [ 国土交通省 ]

建築物における健康被害を防止するため、吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール等の使用を規制する。

( 4 ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 [ 環境省 ]

今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。

## 大気汚染防止法改正案の概要

アスベストを使用している工作物（工場のプラント等）について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務づける。

### 1. 背景

現行の大気汚染防止法では、解体等の作業に伴うアスベストの飛散防止対策として、建築物の解体等の作業のみが規制対象とされている。

一方、工場のプラントなどの、建築物に該当しない工作物の解体等の作業については、規制対象とされていない。

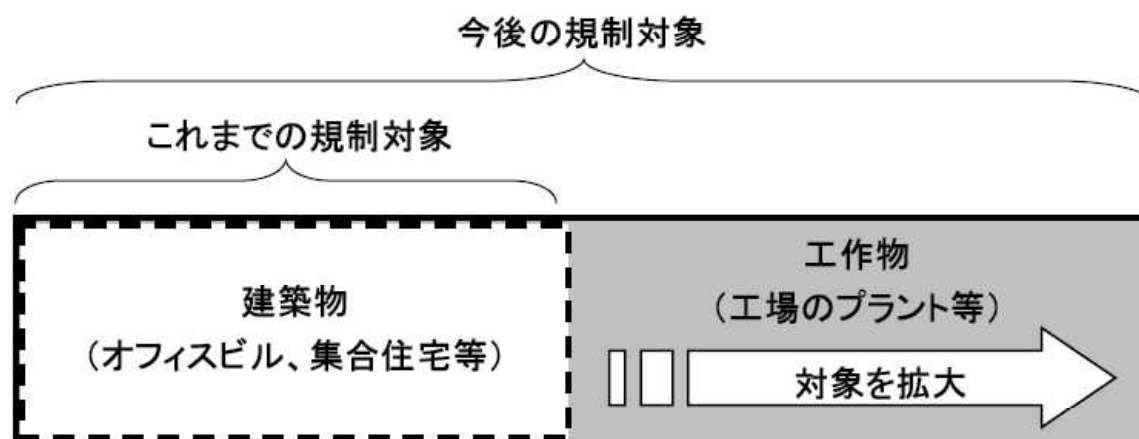
このため、今後、飛散性のアスベスト建材が使用されている工作物の解体等の作業に伴い、大気汚染が問題化する懸念がある。また、同種の施設（建築物に付設された煙突と工作物に付設された煙突など）の間で不合理な規制格差が生じることとなる。

### 2. 概要

アスベストを使用している工作物の解体等の作業を、大気汚染防止法の規制対象に追加する。

これにより、建築物の解体等の作業と同様に、都道府県知事への事前届出、作業場の隔離等の作業基準の遵守などが義務づけられることとなる。

#### <<参考>>規制強化の概念図



## 地方財政法改正案の概要

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費について、地方財政法第5条に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができるよう、特例規定を設ける。

### 1. 背景

現行の地方財政法では、公共施設等の解体やアスベスト建材の撤去のみの事業や飛散防止のみのための応急事業は、地方財政法第5条第5号の「建設事業費」に該当しないものと解されており、地方債をもって財源とすることはできないこととされている。

これらの工事は、人の健康又は生活環境に係る被害の防止のため緊急に対応することが必要であるが、地方債で財源措置が行えない場合、財源が確保されないことから実施が困難となる地方公共団体が発生することが想定される。

### 2. 概要

地方公共団体が公共施設等の解体やアスベスト建材の除去を行う場合、地方財政法第5条第5号の「建設事業費」に該当しない場合であっても地方債をもって財源とすることができることとする。

## 建築基準法改正案の概要

アスベストによる健康被害が生じないように、建築物におけるアスベストの使用を規制するための改正を行う。

### 1. 背景

吹付けアスベストなど、アスベストを飛散させる危険性があるものについては、建築物の利用者に健康被害を生ずるおそれ。

このため、今後、アスベストの飛散による健康被害が生じないように、建築物におけるアスベストの使用に係る規制を導入する。

### 2. 概要

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール等飛散のおそれのあるものの使用を規制する。

#### 【規制の効果】

増改築時における除去等を義務づけ

アスベストの飛散のおそれのある場合に勧告・命令等を実施

報告聴取・立入検査を実施

定期報告制度による閲覧の実施

#### (参考) 吹付けアスベスト等の実態調査

民間建築物 13,099 棟 (12月19日現在)

社会福祉施設 245 施設 (11月29日現在)

病院 324 施設 (11月29日現在)

学校施設等 771 施設 (11月29日現在)

公共建築物 6,617 施設 (11月29日現在)

## 廃棄物処理法改正案の概要

今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。

### 1. 背景

建築物の解体等に伴って、アスベスト廃棄物（スレート等アスベスト含有建材、吹付けアスベスト、アスベスト含有家庭用品）が、今後大量に発生\*。

\* ストック量約4000万トン、年間排出量100万トン以上。

住民不安を背景とした処分場での受入忌避に加え、今後予定している処理基準の強化\*等により、大量のアスベスト廃棄物が滞留し、不法投棄等につながるおそれ。

\* 破碎施設の屋内設置、高度な集じん装置の設置の義務付け等。

これを安全かつ円滑に処理するために、従来の埋立処分に加え、高温の溶融等による「高度技術による無害化処理」という新たなルート\*の確保が必要。

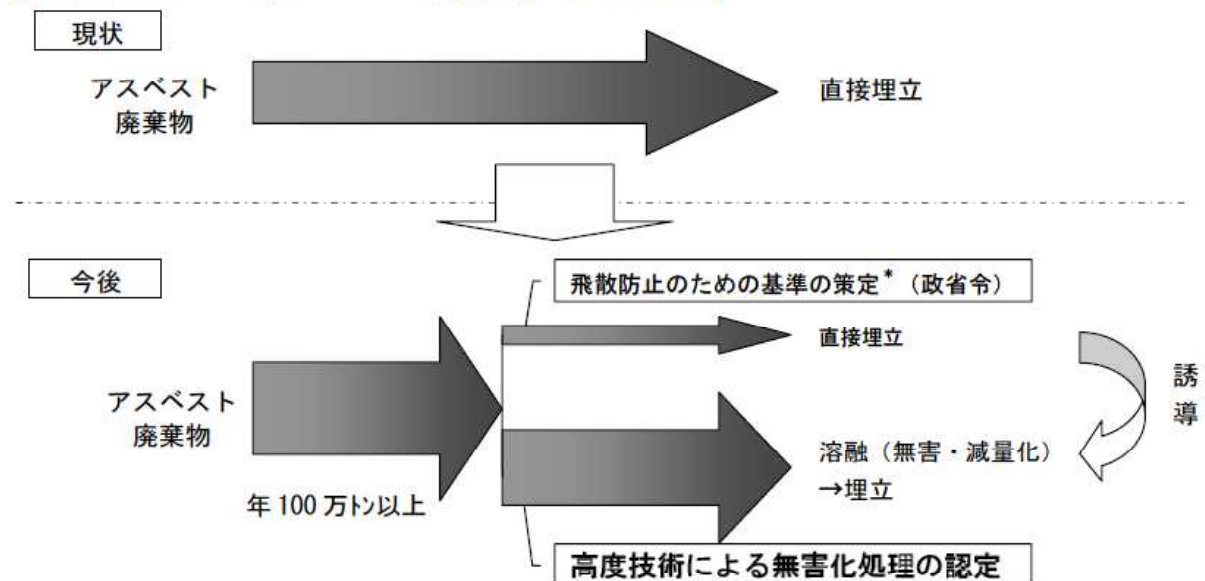
\* 既存の溶融炉等の民間施設を活用すれば、滞留するアスベスト廃棄物を処理可能。

### 2. 概要

アスベスト廃棄物を溶融・無害化する「高度技術による無害化処理」について、国が、個々の施設の安全性を確認して認定\*することにより、促進・誘導。

\* 個々の業及び施設設置の許可なしに、処理の実施を可能とする。

【参考例：スレート等アスベスト含有建材の処理フロー】



\* 破碎施設の屋内設置、高度な集じん装置の設置の義務付け等。